

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1ほか3名

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

第1 事案の概要

本件は、申立人X1ら（以下「申立人ら」という。）が、本件事故当時、（省略）本宮市〇〇に居住していたところ、自宅および自宅敷地の除染費用（未実施）を損害賠償として求めていたが、申立の理由を変更し、中間指針追補で規定された自主避難に係る損害を請求した事案である。

第2 仲介委員の判断

仲介委員は、申立人らへの早期支払の必要性が高いと認め、中間指針追補で規定された自主的避難等に係る損害を支払う旨の（省略）和解を締結することが、本件事件の解決に資すると判断した。

よって、当パネルにおいて、申立人の当初請求である除染費用について判断するものではない。

第3 和解案

（省略）

平成24年2月2日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長	津	川	哲	郎
仲介委員	岡	田	康	男
仲介委員	田	中	千	草